

“たばこをすすめられたら”どうする？

さそ
誘われても勇気をもって断ろう！

じぶん
自分のためにも、大切な人を守るためにも、

「たばこは吸わない！」と勇気をもって断ろう。



《断り方の例》

- ・たばこは体に悪いから。
- ・けむたいし、においが嫌だから。
- ・のどが弱いんだよ。
- ・がんになりたくないから嫌だ。
- ・息切れしてスポーツができなくなるよ。
- ・今の時代、吸わないほうがかっこいい！
- ・私は、ずっと吸わないよ。
- ・本当の友達だったらすすめないよ。
- ・一度吸つたら、やめられなくなるよ。
- ・法律で禁止されているから、やめようよ。

イライラがすっきりするよ！

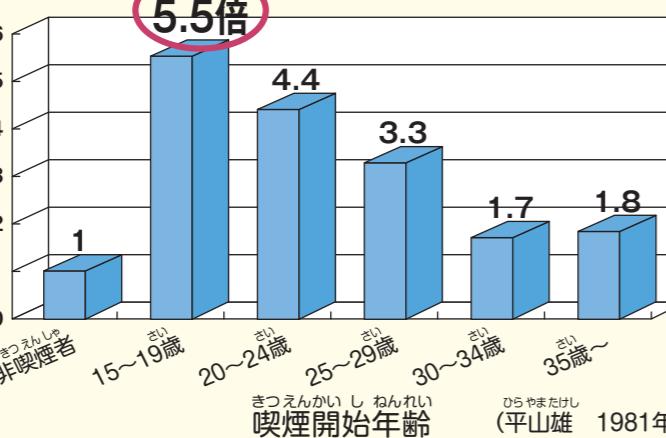
このたばこ買ったら景品がもらえるって！

〈未成年者の喫煙は禁止されています〉

未成年者がたばこを吸うことは、「未成年者喫煙禁止法」という法律で禁止されています。

喫煙開始年齢と肺がん死亡の危険性の関係

20歳未満でたばこを吸い始めると、肺がんで死亡する危険性が、吸わない人の5.5倍になります。



保護者・地域の皆様へ 子どもたちへの働きかけをお願いします

子どもたちが喫煙を始める動機は、好奇心をはじめとして興味本位が多いようです。
子どもたちの喫煙防止のためには、たばこの健康への影響についての正しい知識とたばこの害のない環境が重要であり、保護者をはじめ周囲の協力が必要です。

家庭においても、地域においても、まず、たばこの健康への影響について話し合ってください。
たばこの煙のない環境を広げて、受動喫煙を防止したり、たばこを吸わない意識や態度を向上させたりする等の働きかけを、家庭や学校、地域それぞれにおいて行なうことが重要です。

なお、未成年者喫煙禁止法では、20歳未満の者の喫煙を禁止するとともに、未成年者の喫煙防止のために、たばこ販売者に購入者の年齢確認行為について規定しています。

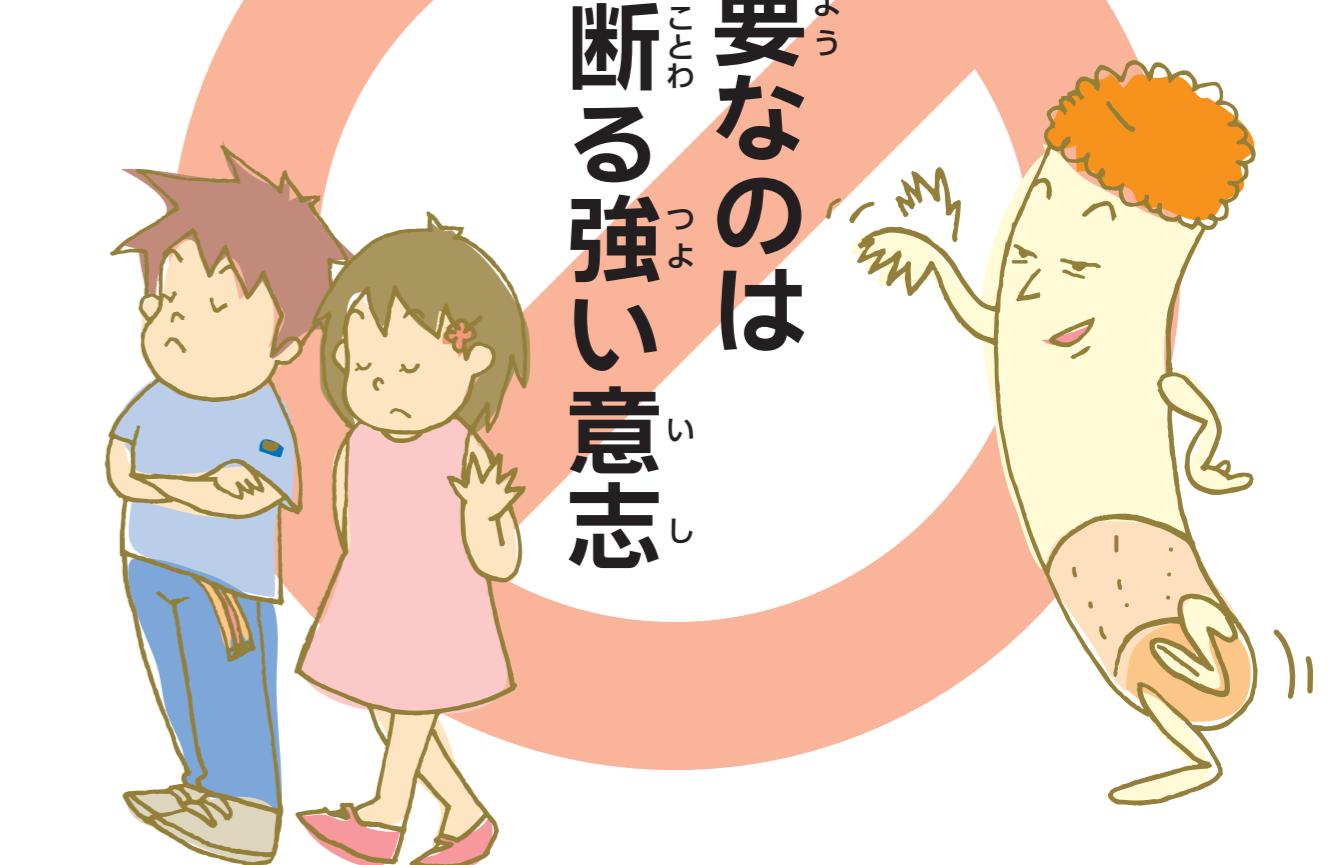
JUST SAY NO! たばこ…

「たばこ」を断る強い意志



たばこ対策(未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止対策等)に関するご相談などは、
最寄りの下記 お問い合わせ先へ

お問い合わせ先	住 所	電 話
岩国健康福祉センター(岩国環境保健所)	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1	☎0827-29-1523
柳井健康福祉センター(柳井環境保健所)	〒742-0031 柳井市南町3-9-3	☎0820-22-3631
周南健康福祉センター(周南環境保健所)	〒745-0004 周南市毛利町2-38	☎0834-33-6425
山口健康福祉センター(山口環境保健所)	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1	☎083-934-2531
山口健康福祉センター防府支所	〒747-0801 防府市駅南町13-40	☎0835-22-3740
宇部健康福祉センター(宇部環境保健所)	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50	☎0836-31-3202
長門健康福祉センター(長門環境保健所)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	☎0837-22-2811
萩健康福祉センター(萩環境保健所)	〒758-0041 萩市江向河添田531-1	☎0838-25-2669
下関市保健部健康推進課	〒750-8521 下関市南部町1-1	☎083-231-1366
山口県健康福祉部健康増進課	〒753-8501 山口市湧町1-1	☎083-933-2950



山口県健康福祉部健康増進課

(令和2年度)

